

◎ 社会保険労務士・行政書士

若松絵里

解説

# 意図しない不法就労助長に要注意

外国人を採用する際、在留資格の確認や就労ビザの申請など、雇用主にはさまざまな対応が求められる。入社までに必要な行政手続きのポイントについて、入国管理業務に詳しい若松絵里社会保険労務士・行政書士に解説してもらった。

近年、企業経営者から外国人雇用をめぐる相談が頻繁に持ち込まれるようになりました。中小企業で起こりがちなトラブルが、本人の保有する在留資格と異なる職種に従事させてしまうケースです。「在留カード」の内容を十分確認しないために発生する場合がほとんどですが、入管法上、「雇用主は不法就労助長罪の対象になるため注意が必要です。」

就労可能な在留資格（就労ビザ）は18種類あり、技能実習を除き全体の75%は「技術・人文知識・国際業務」の資格を保有しています。「技術」分野ではシステムエンジニアや設計士等、「人文知識」分野では企画やマーケティング等、「国際業務」分野なら通訳翻訳等というように従事できる活動内容、職種が定められています。大学での専攻科目や職務経験など、分野ごとの取得要件も規定されています。採用面接時、この点をまず確認するようにしてください。

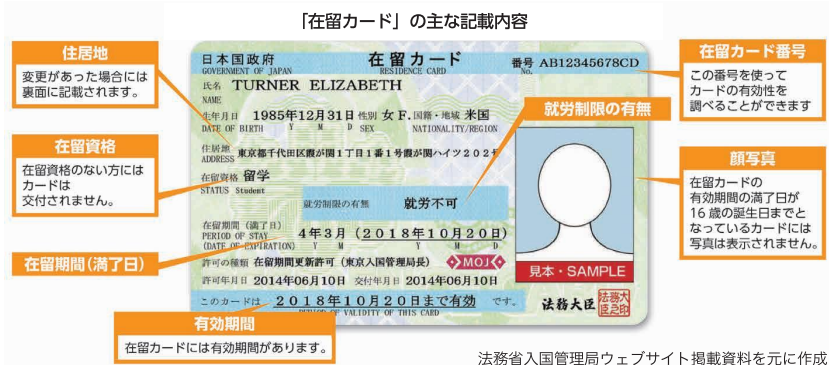
## 事業の継続性も審査

外国人を採用する際、在留カードの確認が雇用主に義務づけられています。したがって、採用面接時には在留カード原本の提示を求めるとともに、カード表裏両面をコピーし保管してください。面接時、カードのコピーを持参してきた場合は、後日必ずカード原本を

また、留学生の大半はアルバイトを週28時間以内で行うことができ、資格外活動許可を得ていますが、規定時間を守って働いていないかについても確認する必要があります。優秀な成績を取め大学等を卒業したものの、アルバイトとして28時間をこえて働いていたがゆえに、就労ビザへの変更が認められない事例もあります。入国管理局はハローワーク等と外国人の就労状況に関して情報共有を行っており、留学生のアルバイト時間超過などの違反行為について把握することが可能なのです。

容に合致する在留資格に変更する手続き「在留資格変更許可申請」を行い、入国管理局の許可を受けする必要があります。

最近特に摘発件数が増加し、問題になっているのが偽造在留カードです。真正の在留カードにはホログラムが施されていますが、最近ではホログラム付きの偽造カードも発見されるなど精巧にできており、目視で判別するのは困難です。また採用にあたっては、外国人を初めて雇用する企業で散見されますが、雇用契約書を取り交わさずに採用することは絶対に避けてください。「雇用契約書には基本給時間外労働時の賃金、賞与の有無、年次有給休暇の取得方法と日数等、労働基準法で定められている内容を盛り込んだ上で、日本語の雇用契約書に加え、当該外国人の理解できる母国語や英語に翻訳し、双



法務省入国管理局ウェブサイト掲載資料を元に作成

確認します（就職先で従事する職務内容が、現時点で保持している在留資格で許可されている職務内容と異なる場合、就職先の職務内

## Profile

わかまつ・えり  
若松絵里社労士・行政書士事務所代表。東京入国管理局届出申請取次行政書士・外国人技能実習管理責任者。外国人労働者の就労ビザ申請代行、日系・外資系企業向けの雇用契約書や就業規則作成、英文翻訳業務などを主に行っている。著書に『中小企業のための外国人雇用マニュアル』（KKベストブックス）がある。

## 就労可能な在留資格

就労可能な在留資格 (就労ビザ)	従事できる活動内容・職種
● 外交	外国政府の大使、公使等とその家族
● 公用	外国政府等の公務に従事する者とその家族
● 教授	大学教授等
● 芸術	作曲家、画家、作家等
● 宗教	外国の宗教団体から派遣される宣教師等
● 報道	外国の報道機関の記者、カメラマン等
● 高度専門職	高度人材ポイント制度に基づく高度人材
● 経営・管理	企業等の経営者、管理者等
● 法律・会計業務	弁護士、公認会計士等
● 医療	医師、歯科医師、看護師等
● 研究	研究者等
● 教育	教育機関での語学教師等
● 技術・人文知識・国際業務	システムエンジニア、営業、通訳等
● 企業内転勤	外国事務所からの転勤者
● 介護	介護福祉士
● 興行	歌手、プロスポーツ選手等
● 技能	外国料理の調理師、スポーツの指導者等
● 技能実習	技能実習生

方で保管しておくことが大切です。さらに就業規則に秘密保持に関する規定が含まれていない場合には、秘密保持誓約書も締結してください。書式例は経済産業省ウェブサイトに掲載されています。こちらの書類も労使双方合意の上、署名、押印し保管しておきます。雇用契約締結後は就労ビザ申請手続きに移ります。

すでに日本にいる外国人を転職前と同じ職種で採用する場合、基本的に新たに行う手続きはありませんが、転職前と異なる職種で採用する場合や、留学生を就労可能

な在留資格に変更する場合には在留資格変更許可申請の手続きが必要です。ただし、申請すれば在留資格の変更が無条件に認められるわけではありません。入国管理局は、「雇用主の営む事業の適正性、安定性、継続性や外国人の学歴、職歴などさまざまな条件を勘案して審査します。雇用主は以下の四つのカテゴリーに分けられ、就労ビザ申請時の提出資料数、審査にかかる時間に差が生じます。

### ①カテゴリー1

日本の証券取引所上場企業、保険業務を営む相互会社、国内あるいは海外の国・地方公共団体、独立行政法人など

### ②カテゴリー2

前年分の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表」の源泉徴収額が1500万円以上ある団体

### ③カテゴリー3

前年分の「給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計表」が提出された企業、団体、個人で源泉徴収額が1500万円未満の団体

### ④カテゴリー4

カテゴリー1、2、3のいずれにも該当しない団体（給与所得の源泉徴収票等の法定調書の合計

表」を提出していない新規設立企業、個人事業主など）

就労ビザの取得や変更にかかる期間は、提出書類の準備と入国管理局の審査も含めて一般的に2〜4か月間程度です。

先に述べた、雇用主の事業の適正性、安定性、継続性は、事業に必要な許認可、違法行為の有無、資本金の大小、営業活動により得られる売上高、粗利益などから判断されます。例えば直前期の決算が赤字だった場合、前々期の業績や直前期末の剰余金などの数字を元に審査され、向こう1年間の事業計画書や収益予想に関する資料、公認会計士等による第三者評価資料の提出が必要になるともあります。

新たに設けられる在留資格「特定技能」を取得し働くことになる外国人は、日本語や英語によるコミュニケーションが難しく、雇用契約書などを母国語で作成しなければならぬケースも生じると思われます。外国人雇用時に必要な就労ビザ申請手続きについては、最寄りの入国管理局や弁護士、行政書士等の専門家に相談してください。

インタビュー・構成／本誌・小林淳二